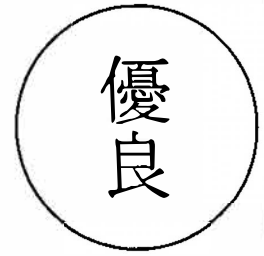


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏 名 松田産業株式会社

代表取締役 松田芳明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 27年 12月 25日

許可の有効期限 平成 34年 12月 24日

複写禁止

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨動植物性残さ、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫ばいじん（以上12種類）

※①については、水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑥については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、水銀含有ばいじん等を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 4年 5月 30日 新規許可

平成 9年 5月 30日 更新許可

複写禁止

平成 14年	5月 30日	更新許可
平成 16年	7月 9日	変更許可
平成 19年	5月 30日	更新許可
平成 24年	5月 30日	更新許可
平成 24年	10月 24日	変更許可
平成 27年	12月 25日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社

代表取締役 松田芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 2年 6月 23日

許可の有効期限 令和 9年 6月 22日

複写禁止

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

- ①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特) 廃PCB等、
- ⑤特) PCB汚染物、⑥特) 廃水銀等、⑦特) 汚泥、⑧特) 廃油、⑨特) 廃酸、⑩
- 特) 廃アルカリ、⑪特) ばいじん（以上11種類）

※⑦、⑧、⑨、⑩及び⑪に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

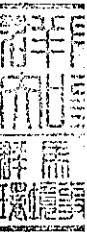
平成 5年 6月 23日	新規許可
平成 10年 6月 23日	更新許可
平成 15年 6月 23日	更新許可
平成 16年 7月 9日	変更許可
平成 20年 6月 23日	更新許可
平成 23年 7月 26日	変更許可
平成 25年 6月 6日	変更許可
平成 25年 6月 23日	更新許可
平成 30年 3月 1日	変更許可

令和 2年 6月23日 更新許可

複写禁止

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

複写禁止

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃ア ルカリ	特) 鉍さ い	特) はい じん	特) ばい じん 廃棄物
アルキル水銀化合物		-		-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物(環境省令 で定める水銀回収を義務付 けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		○		○	○	-	-	-
水銀又はその化合物(環境 省令で定める水銀回収を義 務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	◎		○	○	-	-	-
鉛又はその化合物	-	○		○	○	-	-	-
有機燐化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	-	○		○	○	-	-	-
砒素又はその化合物	-	○		○	○	-	-	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン		○	◎	○	○			
1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	◎	◎			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	◎	◎			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロパン		○	○	○	◎			
チウラム		○		○	○			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	-	○		○	○	-	-	-
1,4-ジオキサン		○	○	○	○		-	-
ダイオキシン類	-	-		-	-		○	-